

熊本県公報

号外 第 49 号
平成 15 年 12 月 16 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課) 3
○熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例	(") 3
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課) 4
○記号式投票に関する条例の一部を改正する条例	(市町村総室) 4
○熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例	(情報企画課) 5
○熊本県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	(畜産衛生課) 6
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部) 6
登 載 依 頼	
○熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 6
○熊本県議会会議規則の一部を改正する規則	(議会事務局) 6

本号で公布された条例のあらまし

- ◇熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 家畜保健衛生業務従事手当の改正
 - (1) 牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第2項の規定による牛の死体の検査業務その他人事委員会が定めるものに従事したときは、当該業務に従事した日1日につき700円を支給することとした。(第25条の5関係)
 - (2) 中央家畜保健衛生所に勤務する職員のうち給料の調整額を受ける職員については、家畜保健衛生業務従事手当を支給しないこととした。(第26条関係)
 - 2 熊本県立肥後学園が平成16年4月1日に廃止されることに伴い、特殊教育学校等勤務手当の支給される勤務箇所及び併給禁止の対象となる勤務箇所から、「肥後学園」を削ることとした。(第25条の18、第26条関係)
 - 3 この条例は、公布の日から施行し、1(1)については、平成15年12月1日から適用することとした。ただし、1(2)については、平成16年1月1日から、2については、平成16年4月1日から施行することとした。
- ◇熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例
 - 1 長期勤続者に対する退職手当について、退職手当条例本則の規定により計算した額に乗じる調整率を100分の110から100分の104に引き下げることとした。
 - 2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法及び同法施行令の施行に伴い、附則第28項及び附則第34項の規定を整理することとした。
 - 3 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、第7条第4項の規定を整理することとした。
 - 4 この条例は、平成16年1月1日から施行することとした。ただし、第1条の規定は公布の日から、第3条の規定は平成16年4月1日から、附則第4項の規定は平成17年1月1日から施行することとした。
 - 5 経過措置として、平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間については、1の調整率を100分の107とすることとした。
- ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例
 - 1 建築基準法の一部改正に伴う申請手数料の新設
 - (1) 特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の最低限度の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円
 - (2) 特定防災街区整備地区内における建築物の壁面の位置の制限の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円
 - (3) 特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度及び建築物の高さの最低限度の適用除外に係る許可申請手数料 160,000円
 - 2 貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う申請手数料等の改定